## 副首都推進本部の組織体制

【所掌事項】「副首都・大阪」の確立に向け、次の事項を所掌する。

- 1 . 中長期的な取組み方向の検討に関すること
- 2.大阪府及び大阪市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政の解消に関すること
- 3 . 新たな大都市制度の再検討に関すること

など

【会 議】

本部長 大阪府知事 副本部長 大阪市長

本部員 大阪府副知事、 大阪市副市長

副首都推進局長·理事 大阪府·大阪市の関係部局長

(大阪府政策企画部長・大阪市政策企画室長など)

府内市町村 堺市長

大阪府市長会会長(八尾市長)

大阪府市長会総務文教部会長(和泉市長) 大阪府町村長会会長(千早赤阪村長)

大阪府町村長会行財政部会長(岬町長)

特別顧問その他関係者

### 副首都推進局(事務局)の組織体制

【根 拠】 地方自治法第252条の7 (大阪府・大阪市が共同で設置する内部組織)

【所掌事項】 副首都化(大都市制度を含む。)にかかる企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する業務

【幹事団体】 大阪市

# 当面の進め方

#### 中長期的な取組み方向

第3回副首都推進本部会議において 「副首都の概念」をとりまとめ。(28.4.19) 今後、副首都に求められる機能をタスク フォースで検討。

夏頃に中長期的取組み方向の中間整理をとりまとめ予定。

府内市町村(堺市長、市長会、町村長会)が 副首都推進本部会議に参画

#### 二重行政の解消

取組みの進捗に合わせて適宜推進本部会議 (指定都市都道府県調整会議)を開催。

#### (平成28年4月19日)

・大阪府立大学・大阪市立大学 統合に向けた検討体制や進め方について ・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所 統合に向けた検討体制や進め方について

#### 新たな大都市制度

夏頃を目処に総合区の概案の作成。 (5区、8区、11区などの3パターン) 特別区設置協定書に対する意見指摘等を 整理。

夏頃から24区で総合区及び特別区に対する住民の意見をお聴きする予定。